広島市中央卸売市場中央市場再整備案策定業務 基本仕様書

1 業務名

広島市中央卸売市場中央市場再整備案策定業務

2 業務の目的

広島市中央卸売市場中央市場は、昭和 56 年の移転開場から 34 年が経過しており、施設の耐震性に大きな課題を抱えている。この耐震対応を行うにあたり、複数の再整備案を策定し比較検討を行い、再整備の方向性を決定するものである。

3 実施期間

契約締結の日から平成28年10月31日まで

4 業務内容

(1) 再整備案策定の前提条件の整理

本市場をとりまく環境や課題、更には農林水産省が策定した卸売市場整備基本方針等を踏まえ、適切な規模や今後必要となる機能等について検討を行うための前提条件を整理する。

(2) 再整備案の策定

以下の項目毎に、再整備案を策定する。

- ア 耐震改修計画案
- イ 耐震改修と機能強化を併せた改修計画案
- ウ 現地建替計画案
- 工 移転建替計画案
- ※ なお、耐震改修計画案の策定にあたっては、「平成27年度中央市場管理及びエネル ギー棟外5棟耐震診断調査業務」の業務報告書及びデータを貸与する。
- (3) 再整備案比較検討

上記で策定した、4つの再整備案について、それぞれ概略工程、概算事業費、メリット・デメリットなどの比較検討を行う。

(4) 中央市場整備検討会への出席

中央市場整備検討会に出席するとともに、資料作成、説明など、検討会の効率的な運営が図れるよう支援を行い、その検討結果を本業務の成果に反映させる。

5 提出物

(1) 受注者は、契約締結後速やかに業務工程表を作成し、提出すること。

- (2) 本委託業務の履行にあたっては、業務の進捗状況等について適宜報告を行うとともに、 広島市(以下「当市」という。)担当職員と十分な協議を行い、本委託を効率的に進めら れるよう、留意すること。
- (3) 受注者は協議・打ち合わせの都度、記録簿を作成し、速やかに提出すること。

6 成果物

「4 業務内容」に記した内容をまとめ、「施設整備計画検討業務報告書」として提出すること。また、その他打ち合わせ事項等、本業務において行った全ての項目を「業務記録書」に記し、提出すること。

成果物及び提出時期は以下のとおりとする。

- (1) 中間報告書 (提出時期7月末)内容については、発注者と受注者との協議による。
- (2) 各再整備案の図面 (提出時期9月末) A3版 各一式
- (3) 各案比較検討結果(提出時期9月末)一式
- (4) 最終報告書 (実施期間内) 8部
- (5) 業務記録書 (実施期間内) 一式
- (6) その他関係資料 (実施期間内)一式
- (7) 上記成果品にかかる電子媒体 (実施期間内)一式

Microsoft Word2010 及び Microsoft Excel2010 または、これらと互換性のあるソフトにより作成し、ウイルスチェック済みの CD-R とする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託等の禁止

受注者は、発注者の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に 承継しないこと。

(2) 個人情報保護

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

ア 事業従事者への教育の実施

受注者は事業従事者に対して、広島市個人情報保護条例の罰則規定を周知し、在職中及び退職後において、業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な教育を行い、これらの事項を遵守させること。

イ 事故発生時の報告

(3) 守秘義務

ア 受注者及び受注者の従業員であった者は、契約の履行に際して知り得た秘密の存続期間は言うに及ばず、契約の終了後及び解除後においても、他人に漏えいしないこと。

イ 受注者及び契約の履行に当たる受注者の従業員は、守秘義務の遵守に関する誓約書 を発注者に提出すること。

(4) 法令遵守

受注者は労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。

(5) その他

本仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。